

高山市職員の勤務時間等に関する条例及び高山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要について

1. 育児休業及び育児・介護のための早出遅出勤務等の「子」の範囲の拡大

(第1条中第8条の3・第2条中第2条の2)

育児休業及び育児・介護のための早出遅出勤務等（早出遅出勤務、深夜勤務及び超過勤務の制限・免除）に係る「子」の範囲に、次の者を追加する。

- ① 特別養子縁組監護期間中の者
- ② 養子縁組里親に委託されている者
- ③ 養子縁組里親としての職員に委託しようとしたが、実親等の同意が得られなかったため、養育里親としての職員に委託された者

2. 介護のための超過勤務の免除（第1条中第8条の4）

要介護者のある職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならないものとする。

3. 介護休暇の分割（第1条中第16条）

通算して6か月を超えない範囲内で、3回まで取得することを可能とする。

4. 介護時間の新設（第1条中第16条の2）

- (1) 職員が要介護者の介護をするため、連続する3年の期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で休暇（介護時間）を取得することを可能とする。
- (2) 介護時間を取得した日については、勤務しない1時間につき給与を減額する。

5. 実施時期

平成29年1月1日から施行